

青森県報

第七百八十六号

令和六年
七月十二日
(金曜日)

告示

青森県告示第三百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年七月十二日

青森県知事 宮下宗一郎

名 称	指定障害福祉サービス業者		障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。
	所 在 地	主たる事務所の所在地	
社会福祉法人抱民舎	弘前市大字高屋三字安田七三五の	弘前市大字田園四丁目一二の九	令和六年七月十二日
SEEDS	共 同 生 活	障害福祉サービス事業所	年月日

青森県告示第三百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次とおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和六年七月十二日

青森県知事 宮下宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
(事務局)	(上北地域)	(同)五

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出………(福社が課い)一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定………(同)一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定………(同)二
- 漁船保険付保義務の発生………(水産振興課)二
- 公 告
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示………(水産振興課)二
- 航空隊ほか十九施設で使用する電気の供給に係る一般競争入札………(警察本部)三
- 出先機関
- 参議院選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことのできる基幹放送事業者及び政見放送の回数………(事務局)五
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことのできる基幹放送事業者及び政見放送の回数………(同)六

ベイ薬局緑ヶ丘店	むつ市緑ヶ丘三五の二	令和六・七・一
----------	------------	---------

青森県告示第三百九十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行ふ者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和六年七月十二日

青森県知事 宮下宗一郎

指定障害児通所支援事業者		主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所を運営する事業者	名 称	所 在 地	年指定期日
名 称	所在地						
株式会社スマイルタカ	上北郡おいらせ町上久保六一のせ	一町上久保六一のせ	児童発達支援	放課後等デイサーカ	スンド	上北郡おいらせ町青葉四丁目五	令和六年七月十二日
株式会社スマイルタカ	上北郡おいらせ町上久保六一のせ	一町上久保六一のせ	児童発達支援	放課後等デイサーカ	スンド	上北郡おいらせ町青葉四丁目五	令和六年七月十二日
○町青葉四丁目五	上北郡おいらせ町の二三三三	○町青葉四丁目五	児童発達支援	放課後等デイサーカ	スンド	上北郡おいらせ町青葉四丁目五	令和六年七月十二日
〃	〃	〃	児童発達支援	放課後等デイサーカ	スンド	上北郡おいらせ町青葉四丁目五	令和六年七月十二日

青森県告示第三百九十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和六年七月十二日

青森県知事 宮下宗一郎

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡野辺地町字中渡六一の三 砂原則行	野辺地
上北郡野辺地町字馬門九四の三〇 齊藤孝志	
上北郡野辺地町字田狭沢一八の七 野澤直樹	

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年七月十二日

青森県知事 宮下宗一郎

一 物品等の名称及び数量	青森県農林水産部水産局車両 一式
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	青森県農林水産部水産局水産振興課
三 契約の方法	青森市長島一丁目一の一
四 一般競争入札	青森市長島一丁目一の一
五 落札者を決定した日	令和六年六月十四日
六 落札者の名称及び住所	株式会社三八五オートリース 八戸市柏崎二丁目四の一七

六 落札金額
百四十四万四千七百四十円

七 落札者を決定した手続

賃貸借に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行つた日
令和6年4月30日

航空隊ほか十九施設で使用する電気の供給に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。

令和6年7月12日

青森県知事 宮下宗一郎

一般競争入札に付する事項

1 調達件名

航空隊ほか十九施設で使用する電気の供給

2 仕様等

入札説明書による。

3 供給期間

令和6年11月1日から令和7年10月31日まで

3 供給場所

航空隊ほか十九施設

4 入札方法

1 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する一千ワット当たりの単価（小数点第二位までとし、供給期間において单一のものとする。）及び使用電力量に対する一千ワット時当たりの単価（小数点第二位までとし、同一月においては单一のものとする。）を根拠とし、青森県警察本部が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に基づき算出した十二か月分の総額とすること。

2 入札書には、別紙として、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書を添付すること。

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」といいう。）第一百二十八条の規定による一般競争入札に参加できること。

3 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の規定により、電力の販売について入札の日までにAの等級に格付された者であること。

4 物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、受けていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

6 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

7 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第一条の二の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

8 財務規則第百二十八条の二第一項の規定に基づき、県が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況、省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再生エネルギーの創出・利用の取組並びに電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に關し、入札説明書において示す入札適合条件を満たす者であること。

9 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に經營を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

六 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加を希望する者は、あらかじめ、五に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和六年八月五

日までに青森県警察本部会計課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明及び内容の変更等を求められた場合には、必要に応じてこれに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対しても書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七一七二三一四二一一

4 提出部数 一部

七 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七一七二三一四二一一

2 入札書の提出期限

令和六年八月二十六日 午後二時

3 開札の場所及び日時

青森市長島二丁目一の一

青森県庁地下会議室

令和六年八月二十六日 午後二時十分

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 落札者の決定方法

十二か月分の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 その他

1 この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

2 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the services to be required:

(1) Electricity Supply to Aviation Unit and

19 other facilities.

(2) Specification and quantity of other

products will be referred to a bid
explanation

2 Time limit for tender:

2:00 P.M. August 26, 2024

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211

出先機関

上北地域県民局告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年七月十二日

令和六年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 畑井義徳

テレビジョン放送

ラジオ放送

基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
青森朝日放送株式会社	一	株式会社エフエム青森	一
青森放送株式会社	一		
株式会社青森テレビ	一		

位 置	延 長	幅 品	指 定
十和田市元町東五丁目六〇 の一二三四一ル	六〇・四三メートル	六・〇〇~六・〇 二メートル	令和 六・七・三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十五号

参議院選挙区選出議員選挙（補欠選挙及び再選挙を含む。以下同じ。）において候補者が基幹放送事業者の放送設備により行うことのできる政見放送の回数を、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により次のとおり定めたので告示する。

平成七年六月十六日青森県選挙管理委員会告示第五十二号（参議院青森県選挙区選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことのできる一般放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数を定める告示）は、廃止する。

備考 この表におけるラジオ放送に係る基幹放送事業者は、この告示の日以後初めて執行される参議院選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことのできる基幹放送事業者とし、当該選挙の次に行われる参議院選挙区選出議員選挙においては、青森放送株式会社とし、以下の組合せにより順次、政見放送を行うものとする。

青森県選挙管理委員会告示第四十六号

(6)

衆議院小選挙区選出議員選挙（補欠選挙及び再選挙を含む。以下同じ。）において候補者届出政党が基幹放送事業者の放送設備により行うことのできる政見放送の回数を、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により次のとおり定めたので告示する。

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十九号（衆議院小選挙区選出議員選挙に係る政見放送を行うことのできる一般放送事業者及び政見放送の回数）及び平成十五年九月二十六日青森県選挙管理委員会告示第六十九号（衆議院小選挙区選出議員補欠選挙における政見放送を行うことのできる一般放送事業者及び政見放送の回数）は、廃止する。

令和六年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 德

青森県における候補者届出政党の届出候補者数		テレビジョン放送		ラジオ放送	
一人又は二人	三人	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
	青森放送株式会社	青森放送株式会社	一	株式会社エフエム青森	一
一	青森朝日放送株式会社	青森朝日放送株式会社	一	株式会社エフエム青森	一
			一		

備考 この表におけるテレビジョン放送に係る基幹放送事業者は、この告示の日以後初めて執行される衆議院小選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことのできる基幹放送事業者とし、当該選挙の次に行われる衆議院小選挙区選出議員選挙においては、青森県における候補者届出政党の届出候補者数が「一人又は二人」の区分については、青森朝日放送株式会社、「三人」の区分については、青森朝日放送株式会社及び株式会社青森テレビとし、当該選挙の次に行われる衆議院小選挙区選出議員選挙においては、青森県における候補者届出政党の届出候補者数が「一人又は二人」の区分については、株式会社青森テレビ、「三人」の区分については、株式会社青森テレビ及び青森放送株式会社とし、以下この組合せによ

り、順次政見放送を行うものとする。

この表におけるラジオ放送に係る基幹放送事業者は、この告示の日以後初めて執行される衆議院小選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことのできる基幹放送事業者とし、当該選挙の次に行われる衆議院小選挙区選出議員選挙においては、青森放送株式会社とし、以下この組合せにより順次、政見放送を行うものとする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号

(印刷所・販売人)
青森市東奥印刷新屋町三丁目一番七七号

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十八円九十九銭